

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月13日
事業者の氏名又は名称	小豆島オリーブバス株式会社(法人番号2470001012482)(代表者 城博史)
事業者の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5165番地201
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5165番地201
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3条
違反行為の概要	<p>令和5年10月23日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(2)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。